

○羽生市特別支援教育就学奨励費支給要綱

平成25年9月20日

告示第35号

改正 平成26年9月30日告示第43号

平成28年1月27日告示第3号

平成28年3月31日告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育の機会均等の精神にのっとり、かつ、支援学級就学者等の就学の特殊事情に鑑み、保護者に対し、その負担能力の程度に応じ、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 支援学級就学者等 次のいずれかに該当する児童又は生徒をいう。

ア 市の設置する小学校又は中学校（以下「市立学校」という。）の特別支援学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。）に就学する児童又は生徒

イ 市立学校に在籍し、かつ、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒

(2) **保護者** 支援学級就学者等に対して親権を行う者、未成年後見人その他の者で支援学級就学者等を現に監護する者をいう。

(支給対象者)

第3条 就学奨励費の支給対象者は、保護者とする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療養機関等に入所し、又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている者を除く。

(申請手続)

第4条 就学奨励費の支給を受けようとする者は、特別支援教育就学奨励費支給申請書（様式第1号）に特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第2号）を添えて、支援学級就学者等が在籍する学校長（以下「学校長」という。）を通じて市長に申請しなければならない。

（支弁区分の決定及び通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支弁区分の決定を行い、その結果を学校長を通じて、特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書（様式第3号）により保護者に通知するものとする。

2 就学奨励費の支弁区分は、次の各号に掲げるものとし、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）第2条に規定する保護者の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領により決定する。

- （1） 第Ⅰ段階 令第2条第1号に規定する区分
- （2） 第Ⅱ段階 令第2条第2号に規定する区分
- （3） 第Ⅲ段階 令第2条第3号に規定する区分

（支給対象経費及び支給額）

第6条 就学奨励費の支給の対象となる経費及び支給額は、前条第2項各号の区分に応じ、別表のとおりとする。ただし、別表に定めるもののうち職場実習交通費及び交流学习交通費以外の経費については、次の各号のいずれかに該当する者を除いて支給する。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている保護者
- （2） 羽生市就学援助費支給要綱（平成26年告示第35号）の規定による就学援助費の認定を受けている保護者

（支給の方法）

第7条 就学奨励費の支給は、学校長を経由して保護者に支給するものとする。

2 就学奨励費の支給は、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の年2

回とする。

- 3 学校長は、経費の支給状況を明らかにする個人別支給台帳（様式第4号）及び学校給食費支給表（様式第5号）を作成し、市長に提出しなければならない。

（経費明細書等の提出）

第8条 学校長は、修学旅行費及び校外活動費の支出があった場合は、速やかに経費全般について、領収書の写しを添付した経費明細書を市長に提出しなければならない。

（就学奨励費の返還）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

- （1）生活保護法の規定による教育扶助又は羽生市就学援助費支給要綱の規定による援助費の受給認定を受けたとき。
- （2）住所、通学方法等収入額・需要額調書の内容に変更を生じたとき。
- （3）その他市長が必要と認めるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月30日告示第43号）

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年1月27日告示第3号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成28年3月31日告示第19号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

別表 (第6条関係)

支給費目	支弁区分	内容	支給額
学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	支援学級就学者等が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	左記の実費の半額、下記は限度額 5,710円(小学校) 11,160円(中学校)
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	支援学級就学者等が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	左記の実費の半額、下記は限度額 775円(小学校) 1,120円(中学校)
校外活動費(宿泊を伴うもの)	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	支援学級就学者等が学校行事として宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料	左記の実費の半額、下記は限度額 1,785円(小学校) 3,005円(中学校)
新入学児童生徒学用品・通学用品費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	新たに入学する支援学級就学者等が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	左記の実費の半額、下記は限度額 10,235円(小学校) 11,775円(中学校)
修学旅行費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直	左記の実費の半額、下記は限度額

		接必要な交通費、宿泊費、見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医療品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金	10,440円(小学校) 28,185円(中学校)
学校給食費	第Ⅰ段階及び第Ⅱ段階	支援学級就学者等の学校給食費に要する費用	左記の実費の半額 22,550円(小学校) 26,950円(中学校) 中学3年生の3月分は日割の半額
通学費	第Ⅰ段階、第Ⅱ段階及び第Ⅲ段階	通学に利用する交通機関の旅客運賃等	左記の実費、支弁区分が第Ⅲ段階である場合1/2支給
職場実習交通費	第Ⅰ段階、第Ⅱ段階及び第Ⅲ段階	支援学級就学者等(中学校の特別支援学級に就学する者に限る。)が職場実習に参加する場合の交通費	左記の実費、支弁区分が第Ⅲ段階である場合1/2支給
交流学习交通費	第Ⅰ段階、第Ⅱ段階及び第Ⅲ段階	支援学級就学者等が交流及び共同学習に参加する場合の交通費	左記の実費、支弁区分が第Ⅲ段階である場合1/2支給

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

特別支援教育就学奨励費受給申請書

（宛先）

羽生市長

申請者

住 所

（フリガナ）

氏 名

印

電話番号

個人番号

特別支援教育就学奨励費の支給を受けたいので、羽生市特別支援教育就学奨励費支給要綱第4条の規定に基づき次のとおり申請します。

学校名・児童生徒名等

学 校 名	児 童 生 徒 名	学 年	学 級 名
	フリガナ		

同意書（同意いただけない場合、就学奨励費を受給できない場合があります。）

- ①申請書の提出について、児童生徒が所属する学校の校長に委任します。
②就学奨励費の一時受領について、児童生徒が所属する学校の校長に委任します。

申請者氏名

印

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

羽生市長



特別支援教育就学奨励費支弁区分決定通知書

過日申請のありました特別支援教育就学奨励費について、審査の結果下記のとおり支弁区分を決定いたしましたので羽生市特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

- 1 整理番号
- 2 学校名・学年 学校 年
- 3 児童・生徒名
- 4 支弁区分の決定 第 段階（支弁区分の内容は下記のとおり）
- 5 支給方法 学校長を通して支給します。

○就学奨励費の支給基準となる支弁区分の決定について

文部科学大臣が定めるところにより算定した保護者の属する世帯の収入額と厚生労働大臣が定める基準により算出した世帯の需要額の比率により、支弁区分を決定します。

- ①第Ⅰ段階 収入額／需要額 が 未満
- ②第Ⅱ段階 収入額／需要額 が 以上 未満
- ③第Ⅲ段階 収入額／需要額 が 以上

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、羽生市長に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、羽生市を被告として(訴訟において羽生市を代表する者は羽生市長となります)提起することができます。
ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保護者の氏名 児童・生徒氏名 学校名・学年		保護者の住所 〒 TEL() —						
通学状況 <input type="checkbox"/> 寄宿舍から通学 <input type="checkbox"/> 施設から通学 <input type="checkbox"/> その他(自宅通学)		身体障害者 手帳の有無 有 無		支弁区分(支弁段階) <input type="checkbox"/> I段階(令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II段階(" 第2号該当) <input type="checkbox"/> III段階(" 第3号該当)				
支 給 額								
区 分		第1回 年 月 日	第2回 年 月 日	計				
学 校 給 食 費								
交 通 費	通学費(本人経費)							
	職場実習交通費							
	交流学习交通費							
修 学 旅 行 費	修学旅行費(本人経費)							
	校外活動費 (本人経費) 宿泊を伴わないもの							
	校外活動費 (本人経費) 宿泊を伴うもの							
学 用 品 購 入 費	学用品・通学用品購入費							
	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費							
計								
受 領 印								
交 通 費 (通 学 費) の 積 算 基 礎								
順 路	通学方法	区 間	本人定期券		付添人定期券		普通乗車券	
			ヶ月	ヶ月	ヶ月	ヶ月	本人	付添人
1	徒 歩	住居から(経由) まで						
2		から(経由) まで						
3		から(経由) まで						
4		から(経由) まで						
5		から(経由) まで						
6		から(経由) まで						
交 通 費 (通 学 費) の 積 算 基 礎								
経 路	寄 宿 舎	km	km	km	km	km	km	自 宅
備 考								

注 受領印は、別に受領に関する書類がある場合は不要。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第5条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）